

石狩市電力の調達に係る環境配慮契約方針

令和4年4月1日 環境市民部長決裁

令和5年10月16日 一部改正

令和6年10月8日 一部改正

令和7年10月31日 一部改正

令和8年10月6日 一部改正

1. 目的

気象災害の増加や生物多様性の喪失という形で、我々の安心・安全な生活を脅かす地球温暖化は、世界中で深刻な問題とされており、石狩市においても地球温暖化対策の取り組みが求められている。

特に、市の事務事業による温室効果ガスの排出量削減については、発生源の大半が「電力の使用」であることから、節電による電力削減や再生可能エネルギー発電の導入のほか、温室効果ガス排出の少ない電力を購入することも重要である。

本市が目指す、「2050年 ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、市の事務事業による温室効果ガスの排出を着実に減少させるべく、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下、「環境配慮契約法」という。）第11条の規定に基づき、電力の調達に際し価格に加えて環境に配慮した電力調達契約を締結するための方針を定める。

2. 各種計画との位置づけ

本方針は、「環境配慮契約法」に基づき定めるとともに、「石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】」に定める温室効果ガス排出量削減に向けた施策の実現のために定める方針である。

3. 対象

石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】で対象とする施設が実施する、電力の調達に係る契約に、原則として適用する。

また、各部局等においては、指定管理者等が管理する施設においても、本方針の趣旨に沿った電力の調達を行うように努めるものとする。

4. 環境配慮契約の原則

電力の調達に係る契約については、本市が行う電力調達契約に係る競争入札参加資格審査に際し、小売電気事業者の温室効果ガス排出係数などを基準に評価を行い、一定の要件を満たす者のみが競争入札参加資格者として登録を行うことを原則とする。

契約の具体的な方法や評価の詳細については、別途策定する石狩市環境配慮契約ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）において定めるものとする。

5. 契約目標

電力の調達における環境配慮契約の導入に対する目標は、別途ガイドラインにて定めるものとする。

6. 環境配慮契約の実績把握及び集計

電力の調達における環境配慮契約の実績把握及び集計の方法などについては、別途ガイドラインにて定めるものとする。

7. 環境配慮契約の実績の公表

本方針に基づく環境配慮契約の実績については、毎年度、環境白書等により公表するものとする。

8. 情報の共有及び環境配慮契約の普及啓発

市は環境配慮契約の推進にあたり、庁内説明会の開催などにより職員への制度周知に努めるとともに、導入実績や導入事例の共有により、取り組みの普及・推進を図るものとする。

9. 方針等の見直し

本方針及びガイドラインは、環境配慮契約法やその他環境省などが示す基準、小売電力事業者の温室効果ガス排出係数の動向などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、競争入札参加資格者の登録に関する事項については、次の参加資格者登録申請（定期）を行う時点から適用する。